

増税前の
外壁塗装工事
得する？損する？



消費税10%引き上げ決定！

勘違いしやすい税金の契約タイミングにご注意ください！

6か月前
(2019年4月1日)

消費税率引上げ
(2019年10月1日)

消費税率

結論：2019年3月迄の依頼で安心！

増税前に契約
(2019年4月1日より前)
+
増税後に引き渡し



8%

増税前に契約
(2019年4月1日後)
+
増税前に引き渡し



8%

増税前に契約
(2019年4月1日後)
+
増税後に引き渡し



10%

増税後に契約
+
増税後に引き渡し



10%

2014年4月に消費税が5%から8%に引き上げられましたが、2019年10月には10%引き上げられることが決定となりました。これに伴ない、外壁塗装、屋根リフォーム工事は2019年10月1日以降の引き渡しより消費税が10%になります。

ここで1点注意が必要です。「まだ期間があるし4月～9月の契約で大丈夫！」と思っていると、工事引き渡しが10月以降になった場合、消費税が10%になります。

前回同様、2019年4月以降は駆け込みによる工事ラッシュで職人不足が予想されますので、2019年3月迄にご契約を済ませていただき、増税に備えていただければと思います。



詳しく知りたい方はお気軽にお声かけ下さい！

MY PAINT